

## 富田林市要綱第 8 5 号

### 富田林市契約からの暴力団排除措置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、富田林市暴力団排除条例（平成 2 5 年富田林市条例第 3 0 号。以下「条例」という。）第 7 条から第 9 条までの規定に基づき、本市が発注する公共工事等及び売払い等の契約（以下「本市契約」という。）から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除する措置について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共工事等 条例第 2 条第 5 号に規定する公共工事等をいう。
- (2) 売払い等 条例第 2 条第 6 号に規定する売払い等をいう。
- (3) 暴力団 条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員 条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。
- (5) 暴力団密接関係者 条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。
- (6) 役員等 富田林市暴力団排除条例施行規則（平成 2 5 年富田林市規則第 4 2 号。以下「規則」という。）第 3 条第 5 号アからエまでに規定する者をいう。
- (7) 入札参加資格 本市契約に係る地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 5 及び第 1 6 7 条の 5 の 2 の規定に基づく一般競争入札の参加資格並びに同令第 1 6 7 条の 1 1 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく指名競争入札の参加資格をいう。
- (8) 入札参加資格者 本市の入札参加資格を有する者で、本市の入札参加資格者名簿に登載された者をいう。
- (9) 下請負人等 条例第 7 条各号に規定する者をいう。

(入札等排除措置)

第 3 条 市長は、入札参加資格者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、条例第 8 条の規定に基づき、それぞれ同表に定める期間において、当該入札参加資格者を本市契約から排除する措置（以下「入札等排除措置」という。）を行うものとする。

2 前項の規定は、入札参加資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から 1 年を経過しない者（以下「登録取下げ者」という。）及び入札等排除措置を受けた入札参加資格者を

構成員として含む共同企業体についても適用する。この場合において、別表中「入札参加資格者」を「登録取下げ者」と読み替えるものとする。

- 3 市長は、前2項の規定に基づき入札等排除措置を行った入札参加資格者及び登録取下げ者（以下「入札等排除者」という。）について、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間が経過した後、入札等排除措置の解除等の申出があった場合において、当該入札等排除者が別表各号に掲げるいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、当該入札等排除措置を解除等するものとする。

（1） 別表第1号の措置要件に該当する場合 入札等排除措置を行った日から2年

（2） 別表第2号から第5号までの措置要件に該当する場合 入札等排除措置を行った日から1年

- 4 前項の場合において、市長は、当該申出に係る入札等排除者が別表に掲げるいずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を、当該入札等排除者に対して求めることができる。

- 5 市長は、第1項の規定により入札等排除措置を行ったときは、その事実が別表各号に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定める期間、当該措置を受けた者の商号又は名称、所在地、措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

（注意喚起）

- 第4条 市長は、前条に定めるほか、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、当該入札参加資格者及び登録取下げ者に対し、必要な措置をとるべきことを注意喚起するものとする。

（入札参加資格における排除）

- 第4条の2 市長は、入札参加資格の登録に際し、次に掲げる者（以下「入札参加除外者等」という。）の登録を認めてはならない。

（1） 入札等排除者

（2） 本市の入札参加資格の有無にかかわらず、大阪府富田林警察署又は大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた当該通報等に係る者（以下「通報等を受けた者」という。）

（3） 入札等排除者又は通報等を受けた者を構成員とする共同企業体

（一般競争入札からの排除）

- 第5条 市長は、一般競争入札を実施する場合は、条例第8条第1項第2号の規定に基づき、入札等排除者を入札に参加させてはならない。

- 2 市長は、前項の入札後に、本市契約の相手方（以下「契約相手方」

という。)が入札等排除措置を受けたときは、その者の入札行為を無効とし、又は契約の締結を行わず、若しくは解除するものとする。

3 市長は、前2項に定める措置をあらかじめ入札公告等において周知するものとする。

4 市長は、第2項の規定により入札行為を無効としたとき、契約の締結を行わないとき又は契約を解除したときは、速やかに当該入札等排除者に通知するものとする。

5 前4項の規定は、せり売りを行う場合について準用する。

(指名競争入札からの排除)

第6条 市長は、指名競争入札を実施する場合は、条例第8条第1項第2号の規定に基づき、入札等排除者を指名してはならない。

2 市長は、前項の指名をした後に、契約相手方が入札等排除措置を受けたときは、その者の指名を取り消し、入札行為を無効とし、又は契約の締結を行わず、若しくは解除するものとする。

3 市長は、前2項に定める措置をあらかじめ入札公告等において周知するものとする。

4 市長は、第2項の規定により指名を取り消したとき、入札行為を無効としたとき、契約の締結を行わないとき又は契約を解除したときは、速やかに当該入札等排除者に通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第7条 市長は、入札参加除外者等を随意契約の相手方としてはならない。ただし、入札参加除外者等の所有する土地を本市の事業用地として買収する必要がある場合等、契約の目的及び内容から入札参加除外者等を随意契約の相手方とする特別の必要がある場合はこの限りでない。

(下請負等の禁止及び下請負契約の排除等)

第8条 市長は、条例第7条の規定に基づき、契約相手方が入札参加除外者等を下請負人等とすることを許してはならない。

2 市長は、契約相手方が入札参加除外者等を下請負人等としていると認めるときは、条例第8条第1項第7号の規定に基づき、当該契約相手方に対して、当該下請人等との契約の解除を求めるものとする。

(契約の解除)

第9条 市長は、条例第8条第6号又は第7号の規定に基づき、契約相手方が入札等排除措置を受けた場合に当該契約の解除ができるよう、本市契約の締結に当って、暴力団排除条項を当該契約書等に盛り込むとともに、契約相手方に対し、下請負人等との契約締結に当たって暴力団排除条項を盛り込むよう指導するものとする。

(誓約書の徴収等)

第10条 市長は、契約相手方に対し、条例第8条第2項の規定に基づき、当該契約相手方及びその下請負人等がそれぞれ暴力団員又は暴力団密接関係者でない事を表明した誓約書を徴収し、本市に提出するよう求めるものとする。ただし、公共工事等の契約（下請負人等との契約を含む。）のうち契約金額が500万円未満の場合その他市長が特に誓約書を徴収する必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する誓約書を提出した契約相手方又はその下請人等が暴力団員又は暴力団密接関係者と認めるとき（第3条の規定に基づき入札排除措置を行う場合を除く。）は、第15条に規定する委員会の審査を経て、当該誓約違反者の商号又は名称、所在地、代表者の氏名、違反の内容その他必要な事項を、次に定める期間、公表するものとする。

（1） 暴力団員又は規則第3条第5号に掲げる者のうち暴力団員のある事業者が該当すると認められる場合 当該認定した日から2年

（2） 規則第3条各号に掲げる者（前号に該当する事業者を除く。）に該当すると認められる場合 当該認定した日から1年

3 市長は、契約相手方が第1項に規定する誓約書を提出しないときは、その相手方と契約を締結しないよう取り扱うものとする。

4 市長は、第1項に規定する誓約書を提出しなかった入札参加資格者に対し、富田林市入札等参加停止要綱（令和2年富田林市要綱第7号）に基づき、参加停止措置を行うものとする。

（その他団体への要請）

第11条 市長は、入札等排除措置を行ったときは、市長が別に定める団体に対して、同様の措置を行うよう要請するものとする。

（不当介入等に対する措置）

第12条 市長は、契約相手方及び下請負人等が、当該契約の履行に当たって、暴力団員又は暴力団密接関係者から条例第9条第1項に規定する不当介入を受けたときは、同条第2項の規定に基づき、市に報告を求めるとともに、警察への届出を行うように指導しなければならない。

2 市長は、契約相手方又は下請負人等が前項に規定する不当介入を受け、適切に報告及び届出が行われている場合にあつて、履行遅延等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整及び工期の延長等の措置を講ずるものとする。

（関係機関との連携）

第13条 市長は、この要綱の運用に当たっては、警察等捜査機関との密接な連携のもとに行うものとする。

2 市長は、警察等捜査機関以外の関係官公庁及びその他の機関等から、

暴力団員又は暴力団密接関係者に関する情報提供があったときは、警察等捜査機関に情報の確認を求めるものとする。

（入札等排除者の通知等）

第 14 条 市長は、第 3 条第 1 項の規定による入札等排除措置、同条第 2 項の規定による入札等排除措置の解除又は第 4 条の規定による注意喚起をしたときは、延滞なく、当該措置の対象者に通知するものとする。

（委員会の設置）

第 15 条 本市契約からの暴力団の排除を審議するため、本市に富田林市暴力団排除措置委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 市長は、第 3 条第 1 項の規定による入札等排除措置、同条第 2 項の規定による入札等排除措置の解除又は第 4 条の規定による注意喚起措置について、委員会の審議を経て決定するものとする。

（委員会の組織）

第 16 条 委員会は、富田林市工事請負業務委託等業者選定規定（昭和 52 年富田林市訓令第 2 号）に規定する富田林市工事請負業務委託等業者選定委員会の委員及び総務部総務課長の職にあるものをもって構成する。

2 委員会に委員長を置き、総務部担当副市長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の会議）

第 17 条 委員会の会議は、必要に応じて、委員長が招集し、委員長はその議長になる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の 3 分の 2 以上で決する。

4 委員会は、委員会の会議に警察署その他の関係機関の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 委員長は、委員会の審議結果を市長に報告するものとする。

（委員会の庶務）

第 18 条 委員会の庶務は、総務部契約検査課において行う。

（情報の入手）

第 19 条 委員会は、警察署その他の関係機関と密接な連携のもとに運営するものとする。

（守秘義務）

第 20 条 委員会の構成員及び関係職員は、委員会に関して知り得た秘

密を他に漏らしてはならない。

(補則)

第 2 1 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 3 年 1 2 月 1 日から施行する。  
(富田林市建設工事暴力団対策措置要綱の廃止)
- 2 富田林市建設工事暴力団対策措置要綱(平成 4 年富田林市要綱第 4 5 号)は、廃止する。

附 則 (平成 2 4 年要綱第 3 1 号)

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 8 日から施行する。

附 則 (平成 2 5 年要綱第 7 1 号)

この要綱は、平成 2 5 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年要綱第 7 号)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

| 措置要件                                                                                    | 期 間                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 1 個人である入札参加資格者及び法人である入札参加資格者の役員等が、暴力団員であると認められるとき。                                      | 当該認定をした日から 2 年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで。 |
| 2 入札参加資格者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。 | 当該認定をした日から 1 年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで。 |
| 3 入札参加資格者及びその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。        |                                      |
| 4 入札参加資格者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食                                                          |                                      |

や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

5 入札参加資格者及びその役員等が、下請負契約、資材・原材料の購入契約その他の契約に当たり、その契約の相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、前各号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。